

○国立大学法人筑波大学副学長及び大学執行役員の職務に関する規程

〔平成27年3月26日〕
〔法人規程第28号〕

国立大学法人筑波大学副学長及び大学執行役員の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第4条第3項及び第4条の2第2項の規定に基づき、副学長及び大学執行役員の職務の分担について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 企画評価を担当する大学執行役員の職務については、企画評価を担当する副学長の規定を準用する。この場合において、当該条文中の「副学長」を「大学執行役員」と読み替えるものとする。

附 則

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。